

概要版

新座市高齢者福祉計画 新座市介護保険事業計画

第8期計画（令和3年度～5年度）



令和3年3月
新座市

1 計画の概要

①計画策定の趣旨

団塊の世代が75歳以上となる2025年(令和7年)が目前に迫っており、継続して地域包括ケアシステムの推進を図るとともに、団塊ジュニア世代が高齢者となり、現役世代の人口が急減する2040年(令和22年)をも視野に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることが求められています。

このような社会の状況を踏まえつつ将来の見通しを考慮し、基本理念・目標の実現のため、高齢者福祉施策全般の推進と介護保険事業の円滑な実施を図ることを前提に第8期計画を策定します。

②計画の性格及び位置付け

本計画は、医療・介護・福祉を始めとする高齢者施策に関する総合計画として、老人福祉法第20条の8(市町村老人福祉計画)及び介護保険法第117条(市町村介護保険事業計画)の規定に基づき、「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。また、本市における介護保険制度の計画的・効果的な運営を規定するとともに、高齢者一般施策との調和を図りながら、全ての高齢者に対応した施策を展開するものです。

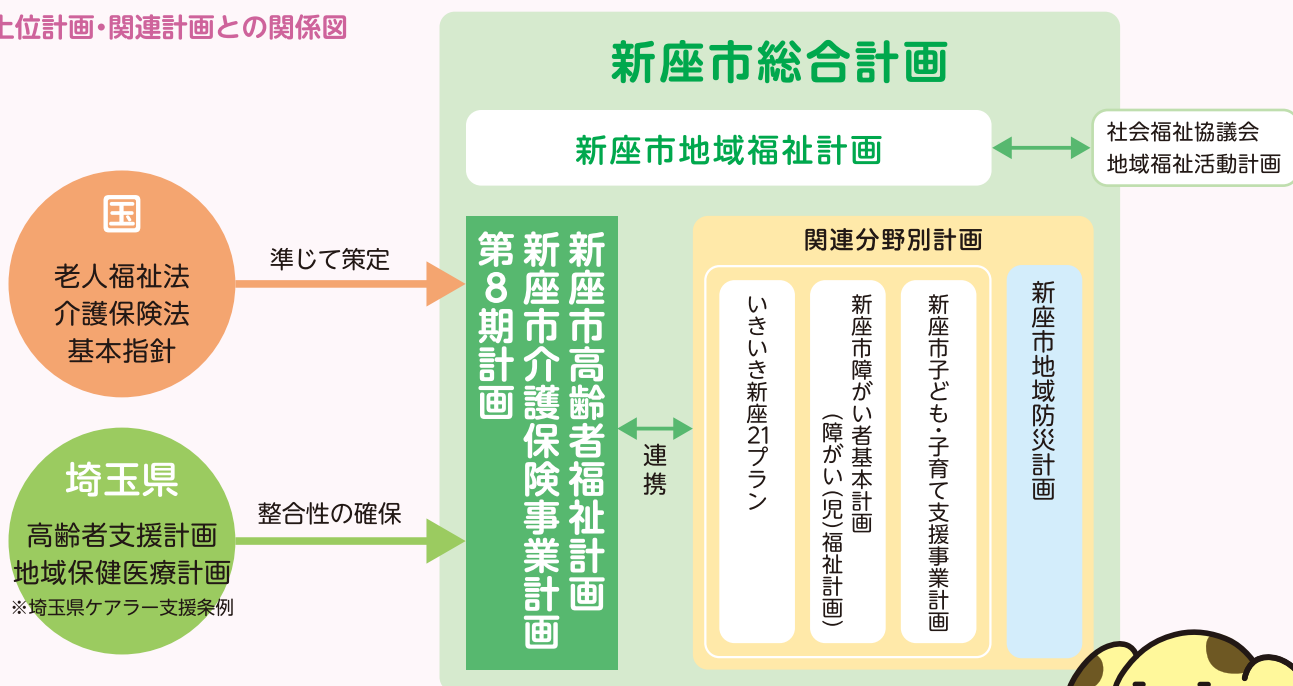
更に、新座市総合計画を始め、地域福祉計画・地域福祉活動計画、いきいき新座21プラン、障がい者基本計画及び障がい(児)福祉計画、地域防災計画等関連計画とも連動し、高齢者に関する総合的な施策推進を図るものです。

なお、埼玉県が策定する高齢者支援計画(介護保険事業支援計画)、地域保健医療計画との整合を図るとともに、埼玉県ケアラー支援条例*の目的を考慮しつつ策定するものです。

※ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現することを目的に制定された条例(令和2年3月31日公布)

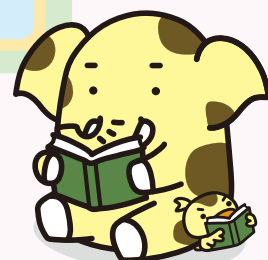
ケアラーとは、高齢、身体上、精神上の障がい又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている人のこと。

●上位計画・関連計画との関係図



③計画期間

本計画は、令和3年度を初年度とし、令和5年度までの3年間を計画期間とします。



新座市イメージキャラクター
ゾウキリン

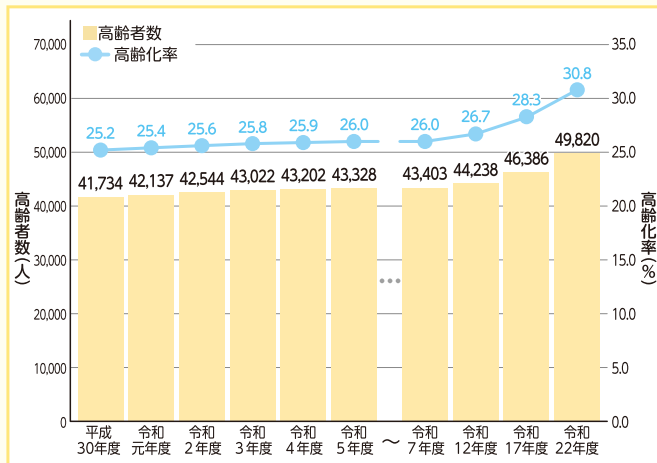
2 高齢者の現状と将来推計

① 65歳以上人口の推移

本市の高齢者人口は、近年増加が続いており、令和2年10月1日現在、42,544人となっています。令和3年度以降も増加することが予測されており、令和5年度には43,328人となり、その後も増加を続け、令和22年度には49,820人となる見込みです。

また、高齢化率は、令和2年10月1日現在25.6%となっていますが、徐々に増加し、令和22年度には30.8%に達すると予測されています。

■ 高齢者数及び高齢化率の推移

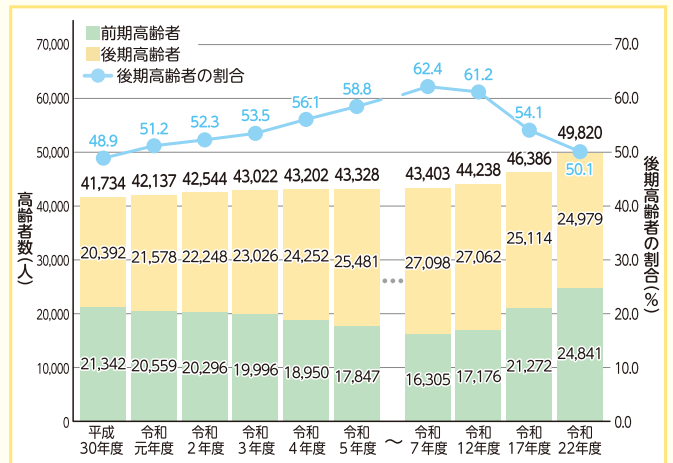


資料：実績値(平成30年度～令和2年度)は、住民基本台帳(各年10月1日現在)推計値(令和3年度以降)は、コーホート変化率法による推計

② 前期後期高齢者の推移

本市の高齢者数を前期高齢者(65歳～74歳)と後期高齢者(75歳以上)でみると、令和2年10月1日現在、後期高齢者の高齢者全体に占める割合は52.3%となっています。また、令和5年度には前期高齢者が17,847人、後期高齢者が25,481人となり、後期高齢者の割合は58.8%になる見込みです。更に、団塊世代が75歳以上となる令和7年度には62.4%に達しますが、その後は徐々に減少していくことが予測されています。

■ 前後期高齢者数及び後期高齢化率の推移



資料：実績値(平成30年度～令和2年度)は、住民基本台帳(各年10月1日現在)推計値(令和3年度以降)は、コーホート変化率法による推計

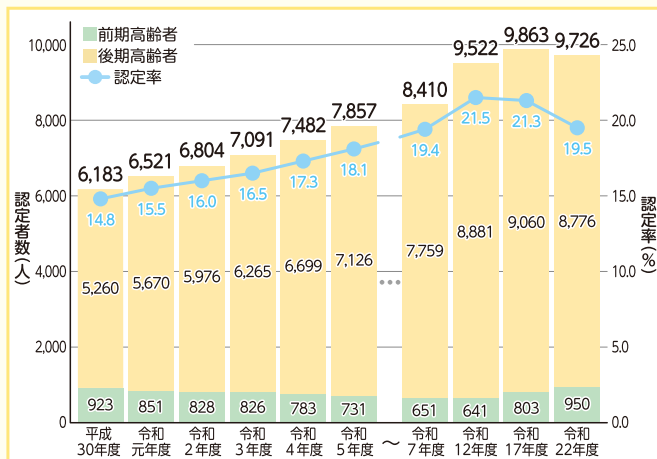
③ 要支援・要介護認定者数の推移

本市の令和2年度の要支援・要介護認定者数は6,804人となっています。

今後は、後期高齢者(75歳以上)人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者数も増加し、令和5年度では、7,857人と予測されます。

また、認定率では、令和2年度の16.0%から上昇し、令和5年度では、18.1%、令和12年度には21.5%に達することが予測されます。

■ 要支援・要介護認定者数の推移



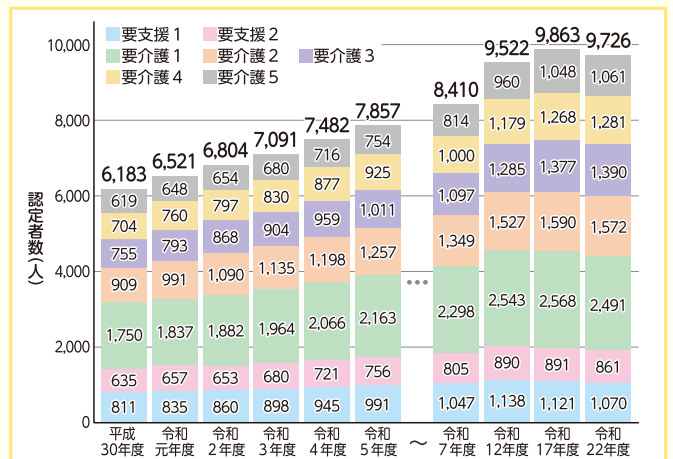
資料：厚労省、地域包括ケア「見える化」システム 自然体推計における認定者数(実績値)と認定者数(推計値)

④ 要介護度別認定者数の推移

本市の令和2年度の要支援・要介護認定者数は6,804人で、特に要介護1が1,882人、要介護2が1,090人と1,000人を超え、多くなっています。

今後は、各介護度全てにおいて増加傾向となっており、令和5年度には、要介護1が2,163人、要介護2が1,257人と予測されています。

■ 要介護度別にみた要支援・要介護認定者数の推移



資料：厚労省、地域包括ケア「見える化」システム 自然体推計における認定者数(実績値)と認定者数(推計値)

3 令和22年度に向けた中・長期的な推計

総人口、要支援・要介護認定者数及びサービス給付費について、令和元年度を基準として、令和5年度、令和12年度及び令和22年度の数値を比較すると、令和元年度から令和22年度までの伸び率で総人口が0.98倍であるのに対し、65歳以上人口は1.18倍となることが予測されます。

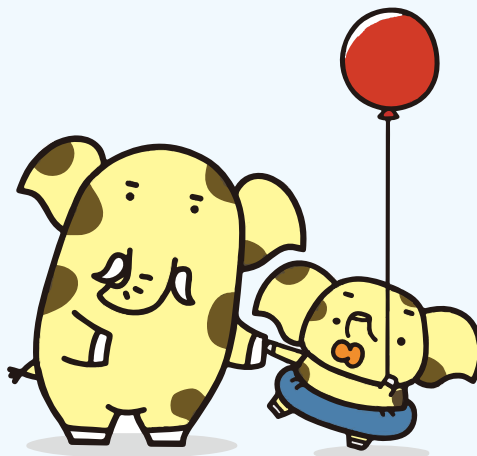
このような人口構成の変化を受けて、要支援・要介護認定者数も増加し、サービス給付費も令和元年度を1.00とする指数は令和22年度には1.74倍になることが予測されます。

そのため、令和22年度に向けた中・長期的な視点から、市内の各日常生活圏域において地域包括ケアシステムの実現に向けた取組を計画的に推進していく必要があります。

また、自立した高齢者から重度の要介護者に至るまで、それぞれの状態に応じた介護予防施策を強化するとともに、全ての高齢者が健康で生きがいのある生活を営むことのできる地域づくりの推進が求められています。

区分	令和元年度		令和5年度		令和12年度		令和22年度	
	人数	指数※	人数	指数※	人数	指数※	人数	指数※
総人口(人)	165,624	1.00	166,725	1.01	165,845	1.00	161,708	0.98
65歳以上人口(人)	42,137	1.00	43,328	1.03	44,238	1.05	49,820	1.18
うち65～74歳	20,559	1.00	17,847	0.87	17,176	0.84	24,841	1.21
うち75歳以上	21,578	1.00	25,481	1.18	27,062	1.25	24,979	1.16
要支援・要介護認定者数(人)	6,521	1.00	7,857	1.20	9,522	1.46	9,726	1.49
うち要支援1・2	1,492	1.00	1,747	1.17	2,028	1.36	1,931	1.29
うち要介護1・2	2,828	1.00	3,420	1.21	4,070	1.44	4,063	1.44
うち要介護3～5	2,201	1.00	2,690	1.22	3,424	1.56	3,732	1.70
介護サービス給付費(百万円)	7,982	1.00	10,303	1.29	12,801	1.60	13,860	1.74
居宅サービス	3,964	1.00	5,208	1.31	6,444	1.63	7,018	1.77
地域密着型サービス	1,245	1.00	1,695	1.36	2,120	1.70	2,269	1.82
施設サービス	2,773	1.00	3,400	1.23	4,237	1.53	4,573	1.65
地域支援事業費(百万円)	471	1.00	520	1.10	495	1.05	515	1.09

※令和元年度を1.00とする指数



©新座市 2010

4 計画内容について

①基本理念

支え合い、つながり合い、全ての高齢者が尊厳を持って
自分らしい生活が送れる、活力ある「健康長寿のまち」の実現

我が国は人口減少社会に入っていますが、本市においては総人口、高齢者人口ともに増加していくことが見込まれており、それに伴い要支援・要介護認定者数も増加していくことが予測されています。

こうした状況の中で、これまで地域における課題を踏まえ、高齢者の更なる自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組を推進し、高齢者一人ひとりが健康を保持しながら、生きがいを持って自分らしい生活が送れる「健康長寿のまち」の実現に向け、様々な事業に取り組んできました。今後も継続して「健康長寿のまち」を目指すとともに、地域のあらゆる市民が役割をもち、支え合い・つながり合いながら地域コミュニティを形成し、公的福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことができる地域共生社会の実現を目指します。

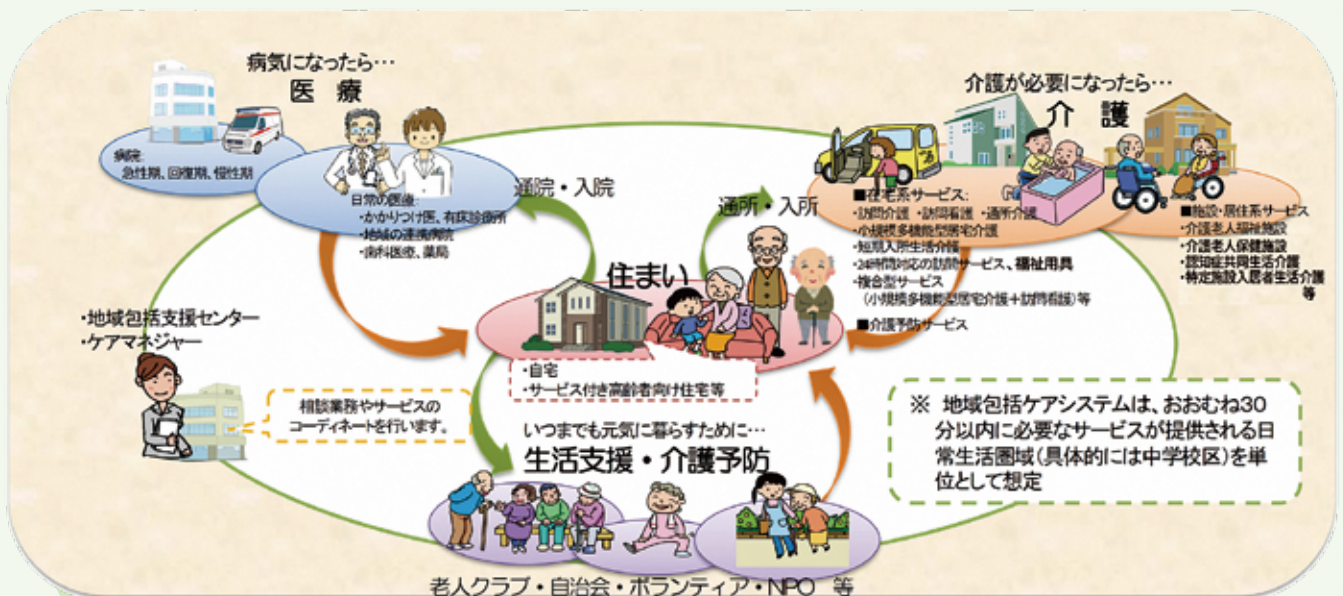
②基本目標

地域共生社会の実現に向けた、地域包括ケアシステムの深化・推進
～誰もが住み慣れた地域で在宅生活を送れるまちを目指して～

基本理念の実現のために、住み慣れた地域において、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組みである地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みながら、地域共生社会（地域住民や地域の多様な主体が参画し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会）を構築していくことが必要です。

そこで、上記のような基本目標を掲げ、施策の方向を明らかにするとともに、その総合的な展開を図ります。

●地域包括ケアシステムの姿



出典：厚生労働省「地域包括ケアシステム」より抜粋

③重点施策

本市においては、国の基本指針及び高齢者福祉の方向性を踏まえ、次の4つの事項を重点的に取り組むことと位置付け、各種具体的な事業を展開していきます。

重点施策 1

在宅医療・介護連携の推進

今後、医療ニーズや介護ニーズを併せ持つ慢性疾患、認知症等の高齢者の増加が見込まれています。このような高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した生活を営むことができるよう、入退院支援や日常の療養支援、急変時の対応、看取り、感染症・災害時対応等の様々な局面において、地域の医療・介護関係者が連携し、在宅医療・介護が円滑に提供される仕組みを構築していきます。

取組 施策

- ① 地域の医療・介護の資源の把握
- ② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ③ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築の推進
- ④ 医療・介護関係者の情報共有の支援
- ⑤ 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ⑥ 医療・介護関係者の研修
- ⑦ 地域住民への普及啓発
- ⑧ 在宅医療・介護連携に関する関係市町との連携

重点施策 2

認知症施策の推進

今後、認知症高齢者の増加が見込まれていることを受け、国では認知症施策推進大綱を取りまとめ、認知症の人やその家族ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指しています。

これを踏まえ、本市では、認知症に関する理解促進、相談先の周知、介護者の負担軽減、早期発見・早期対応、成年後見制度の利用促進など、様々な認知症施策を推進していきます。

取組 施策

- ① 認知症初期集中支援推進事業
- ② 認知症地域支援・ケア向上事業
- ③ 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業
- ④ 認知症高齢者見守り事業
- ⑤ 認知症サポーター等養成事業

重点施策 3 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

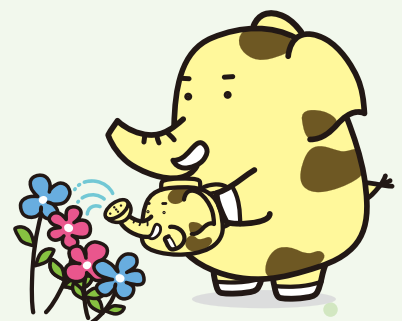
高齢者が、自立した生活を営むためには、生活機能の維持だけでなく、生きがいを持って日常生活を過ごせることが重要です。これを踏まえ、自立支援・介護予防・重度化防止のために、自立支援・介護予防に関する普及啓発、介護予防の通いの場の充実、リハビリテーション専門職等との連携や口腔機能向上、低栄養防止に係る活動の推進、地域ケア会議の多職種連携による取組の推進、地域包括支援センターの強化、ボランティア活動や就労的活動による高齢者の社会参加促進等、状況に応じて様々な取組を推進していきます。これらにより、高齢者の日常生活上の支援体制の充実・強化と高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていきます。

- 取組
施策**
- ① 介護予防・日常生活支援総合事業
 - ② 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)

重点施策 4 介護サービス基盤の整備と充実

介護サービスの適切な提供を継続していくために、事業所などの基盤整備と質の向上を図るとともに、サービス事業者においては、介護職員等の人材不足が常態化していることから、介護人材確保の支援や人材育成に対する支援等を推進していきます。また、近年、全国各地で多発している災害や新型コロナウイルス等の感染症の流行を踏まえ、介護事業所と連携した取組を検討し、必要な支援を行います。

- 取組
施策**
- ① 介護保険サービスの基盤整備
 - ② 介護保険サービスの質の向上
 - ③ 介護サービス事業者等への適正化支援事業
 - ④ サービス事業者との連携と支援



©新座市 2010

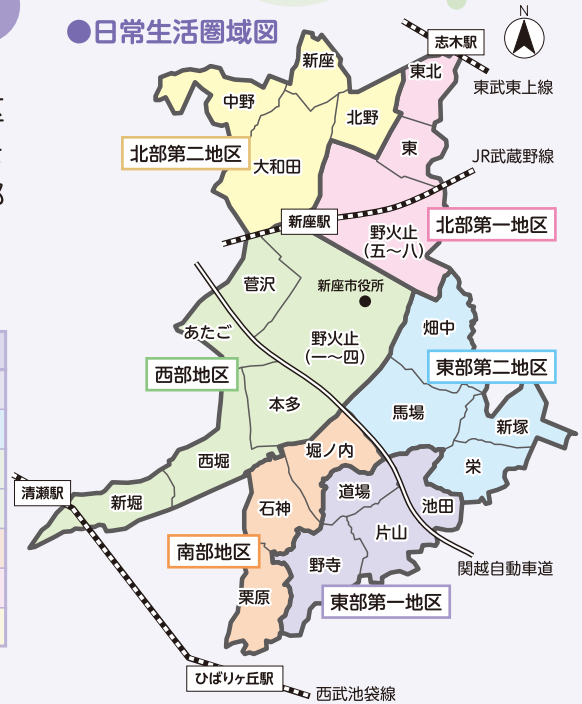
5 日常生活圏域の状況

日常生活圏域とは、高齢者人口や民生委員・児童委員協議会の活動区域、地域福祉計画・地域福祉活動計画の区域、生活形態、地域活動を踏まえ定める地域のことです。本市では6つ設定しています。なお、西部地区には高齢者相談センターを2か所設定しています。

■ 圏域別高齢者相談センター

圏域名	含まれる地区	センター名称
東部第一地区	池田・道場・片山・野寺	東部第一高齢者相談センター
東部第二地区	畑中・馬場・栄・新塚	東部第二高齢者相談センター
西部地区	本多・あたご・菅沢・野火止一～四丁目	西部高齢者相談センター
	新堀・西堀	西堀・新堀高齢者相談センター
南部地区	石神・栗原・堀ノ内	南部高齢者相談センター
北部第一地区	東北・東・野火止五～八丁目	北部第一高齢者相談センター
北部第二地区	中野・大和田・新座・北野	北部第二高齢者相談センター

● 日常生活圏域図



■ 人口及び高齢化の状況 (令和2年10月1日現在)

区分	東部第一	東部第二	西部	南部	北部第一	北部第二	合計
総人口(人)	22,595	26,487	31,774	25,319	35,692	24,353	166,220
65歳以上人口(人)	6,298	6,591	8,583	6,786	7,700	6,586	42,544
高齢化率(65歳以上)(%)	27.9	24.9	27.0	26.8	21.6	27.0	25.6
75歳以上人口(人)	3,371	3,360	4,370	3,545	4,054	3,548	22,248
高齢化率(75歳以上)(%)	14.9	12.7	13.8	14.0	11.4	14.6	13.4
1人暮らし世帯(世帯)	1,472	1,676	2,158	1,949	2,191	1,882	11,328
高齢者世帯(世帯)	1,356	1,332	1,781	1,316	1,471	1,322	8,578

6 新たな地域密着型サービス及び施設サービスの整備目標

① 地域密着型サービス

地域密着型サービスの種類	整備目標	
	事業所数(定員)	圏域
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	北部第一・第二圏域以外
(看護)小規模多機能型居宅介護	1(29人)	

※認知症対応型通所介護は、随時募集

② 施設サービス

第8期計画における整備目標はありません。既存の施設サービス及び在宅サービスを含めた介護保険サービス全体の基盤整備の中での対応に努めるものとします。



新座市高齢者福祉計画 新座市介護保険事業計画

第8期計画(令和3年度～5年度)

【概要版】

発行年月:令和3年3月/発行:新座市/編集:新座市いきいき健康部介護保険課・長寿はつらつ課